

別表第1 協議対象地区1（デジタルサイネージの表示等協議対象地区）（第2条関係）

（1）デジタルサイネージを低層部に表示等（広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置をすることをいう。以下同じ。）する場合

対象地区名 （重点届出区域地区名）	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、中之島地区
----------------------	---------------------------------------

（2）デジタルサイネージを中層部に表示等する場合

対象地区名	対象街路	対象となる区域
大阪駅周辺沿道地区	御堂筋 （大阪環状線～梅田新道交差点）	北区梅田1丁目13番街区、梅田3丁目1番街区、角田町8番街区のうち対象街路に面する敷地
	四つ橋筋 （阪神前交差点～桜橋交差点）	北区梅田1丁目8番・13番街区、梅田3丁目1番街区のうち対象街路に面する敷地
難波駅周辺沿道地区	御堂筋 （道頓堀橋北詰交差点～難波西口交差点）	中央区難波3丁目8番街区、難波4丁目4番街区、難波5丁目1番街区のうち対象街路に面する敷地

別表第2 協議対象地区2（エリアマネジメント広告物の表示等協議対象地区）（第2条関係）

（1）デジタルサイネージを低層部に表示等する場合

対象地区名 （重点届出区域地区名）	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区 （ただし、各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面を除く）
----------------------	---

（2）デジタルサイネージを工事仮囲いに表示等する場合

対象地区名 （重点届出区域地区名）	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、中之島地区
----------------------	---------------------------------------

（3）デジタルサイネージ以外の広告物を低層部に表示等する場合

対象地区名 （重点届出区域地区名）	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、国道2号地区（ただし、各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面を除く）
----------------------	--

（4）デジタルサイネージ以外の広告物を工事仮囲いに表示等する場合

対象地区名 （重点届出区域地区名）	御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、国道2号地区、中之島地区
----------------------	--

（5）デジタルサイネージを中層部に表示等する場合

対象地区名	対象街路	対象となる区域
大阪駅周辺沿道地区	御堂筋 （大阪環状線～梅田新道交差点）	北区梅田1丁目13番街区、梅田3丁目1番街区、角田町8番街区のうち対象街路に面する敷地
	四つ橋筋 （阪神前交差点～桜橋交差点）	北区梅田1丁目8番・13番街区、梅田3丁目1番街区のうち対象街路に面する敷地
難波駅周辺沿道地区	御堂筋 （道頓堀橋北詰交差点～難波西口交差点）	中央区難波3丁目8番街区、難波4丁目4番街区、難波5丁目1番街区のうち対象街路に面する敷地

別表第3 デジタルサイネージの表示等の基準（第4条関係）

（1）デジタルサイネージを低層部に表示等する場合

項目	対象地区等	基準
前提条件	全地区共通	・周辺景観との調和に配慮し、地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。
設置位置、形態・意匠の基準	全地区共通	・設置位置は、低層部（※1）とする。 ・設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とし、周辺のまちなみや建築物全体の形態・意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面に突き出して設置しない。 ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。また、窓面をふさがないように設置することとする。 ・天井に吊り下げて設置しない。 ・太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用しない。 ・骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
	土佐堀通地区のうち、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地	・水辺側に向けて設置しない。
	中之島地区	・水辺に直接面する敷地について、水辺側に向けて設置しない。
大きさ（1か所）の基準（※2）	下記以外の地区	・2㎡以下とする。
	御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南	・5㎡以下とする。
大きさ（総量）の基準	全地区共通	・5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2,000㎡を超える場合は、2,000㎡を超える部分（A㎡）の割合（A/2,000）に応じて、一敷地における合計面積を加算（5㎡×A/2,000）することができる。
快適な街路景観創出のための基準	全地区共通	（2㎡以下の場合） ・設置位置や掲出内容に応じた配置とし、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さ2.3m以下、画面幅1.5m以下）とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。 ・自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。 ・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。 ・複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等とする。
	中之島地区	・具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2㎡以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。

	御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南	(2 m²を超え 5 m²以下とする場合) 具体的な設置可能な大きさ、設置位置及び設置間隔については、2 m²以下の場合の基準を基本とし、敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。
周辺への影響を抑えるための基準	全地区共通	- まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度（昼間 3,000cd/m²以下、夜間 800cd/m²以下）とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。 - 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩とする。（※3） - 表示方法は、静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）のみとする。 - 音声を使用しない。（ただし、緊急時を除く。）
	中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面	眺望及び夜間景観に配慮し、輝度について、本市との個別協議により決定することとする。
コンテンツの基準	全地区共通	- 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の 1/10 を超える公共情報等を提供すること。 - 商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供すること。 - 公序良俗に反しないものとする。 - 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。 - 人物・キャラクターの表示割合は、画面の 1/3 以下とする（※4）
	中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面	壁面に設置する場合、表示内容は原則として、自家用広告に限る。
その他	全地区共通	設置する大きさや位置、コンテンツの内容等について、所轄警察署への事前相談を実施していること。

（※1）道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。また、歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合は、協議により、低層部とみなすことができる。

（※2）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内であるものに限る。

（※3）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※4）シルエットなどイメージ的に用いるものは除く。

(2) デジタルサイネージを中層部に表示等する場合

項目	基準
前提条件	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事前に市長と協議のうえ、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていることとする。 ・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることとする。
設置可能な建築物の規模	・建築面積 200 ㎡以上の建築物とする。
設置位置、形態・意匠の基準	・設置位置は原則、高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除く。 ・設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態・意匠とする。 ・太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用しない。 ・骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
設置数及び画面の大きさ(※1)の基準	・設置数は一敷地につき1か所とする。 ・画面の大きさは100 ㎡以下とし、具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。なお、画面の大きさが概ね100 ㎡のものを設置する場合の設置位置は、高さ31m付近に限る。
周辺への影響を抑えるための基準	・まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度(昼間 3,000cd/㎡以下、夜間 800cd/㎡以下)とする。ただし、これによらない場合は、本市との個別協議により決定することとする。 ・明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩とする。(※2) ・表示方法は、心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。(※3) ・不快感を与えない音量、音色とする。
コンテンツの基準	・デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの表示は原則認めない。 ・公共情報等を提供し、その表示割合が1/4を超えていることとする。なお、災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報を提供することとする。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。
その他	・設置する大きさや位置、コンテンツの内容等について、所轄警察署への事前相談を実施していること。

(※1) 大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。

(※2) 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色の使用を推奨する。

(※3) 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度とする。

別表第4 一時広告物の表示等の基準（第6条関係）

項目	基準
一時広告物の表示等の期間及び場所	・イベント等のために表示等を行う期間は原則1か月以内とし、連続して表示等を行う場合は、その5倍以上の期間をあけることとする。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。 ・工事中の建築物等の周知等のために工事仮囲いに表示する場合は、当該工事期間中の必要な期間とする。 ・表示等の場所は、イベント等や工事を実施する敷地内に限ること。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。
一時広告物の表示内容	・一時広告物の表示内容は、イベント等のために必要と認められる事項又は工事中の建築物等の周知等のために必要と認められる事項に限ること。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。

別表第5 エリアマネジメント広告物の表示等の基準（第8条関係）

（1）デジタルサイネージを低層部に表示等する場合

項目	基準
前提条件	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。 ・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。
コンテンツ基準の基準	・自家用広告のみを表示する場合、表示割合の 1/10 を超える公共情報等を提供すること。 ・商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供すること。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。
上記以外の項目	・別表第 3（1）と同じとする。

（2）デジタルサイネージを工事仮囲いに表示等する場合

項目	基準
前提条件	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。 ・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。
設置位置、形態・意匠の基準	・設置位置は、工事仮囲いの高さが 3 m までの範囲とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。 ・壁面に突出し、また、吊り下げて設置することは不可とする。 ・太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用しない。 ・骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。 ・土佐堀通地区のうち、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地について、水辺側に向けては設置しない。 ・中之島地区の水辺に直接面する敷地について、水辺側に向けて設置しない。
コンテンツの基準	・自家用広告のみを表示する場合、表示割合の 1/10 を超える公共情報等を提供すること。 ・商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供すること。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。
上記以外の項目	・別表第 3（1）と同じとする。

(3) デジタルサイネージ以外の広告物を低層部に表示等する場合

項目	基準
前提条件	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。 ・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。
意匠等	・大阪市景観計画に定める広告物基準の意匠等の基準によるものとするが、当該基準の「人物・キャラクターの使用は、建築物の高さ 10m以下の部分のみとし、最小限に抑える」の項目は適用除外とする。ただし、設置位置は低層部に限る。
上記以外の項目	・大阪市景観計画に定める広告物基準と同じとする。

(4) デジタルサイネージ以外の広告物を工事仮囲いに表示等する場合

項目	基準
前提条件	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事業者による内部取扱規定を設けていることとする。 ・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。
意匠等	・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。

(5) デジタルサイネージを中層部に表示等する場合

項目	基準
前提条件	・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事前に市長と協議のうえ、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていることとする。 ・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることとする。 ・当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。
設置数及び画面の大きさ（※）の基準	・設置数及び画面の大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定することとする。
上記以外の項目	・別表第 3（2）と同じとする。

（※）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。

別表第6 必要な提出書類一覧（第4条－第15条関係）

様式	図書の種類	備考
第1号様式	デジタルサイネージ事前協議申出書	
第1号様式の必要添付書類	付近見取図	・縮尺（1/2500以上）、方位、道路、目標となる地物を記載すること ・対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視点場を示すこと
	配置図	・縮尺（1/1000以上）方位、デジタルサイネージの配置位置を示したもの
	立面図	・縮尺（1/200以上）、立面図にデジタルサイネージ及び広告物の設置位置を示したもの ・既存広告物についても表記すること
	デジタルサイネージ意匠図	・デジタルサイネージの表示面積、高さを示すこと
	フォトモンタージュ等	・主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ（昼・夜）のデータを提出すること
	コンテンツ計画等	・コンテンツの内容がわかるものとして、映像データを提出すること ・制作会社（作成者）を記載すること
	内部取扱規定	（低層部に設置する場合に添付）
	地域独自の基準及び合意書	（中層部に設置する場合に添付） ・地域における協議体制や基準がわかるもの ・地域との協議状況や合意を得ていることがわかるもの
	その他 市長が必要と認めるもの	・委員会での審議用資料
第1－2号様式	デジタルサイネージ事前協議時 チェックシート（低層部）	・全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること
第1－3号様式	デジタルサイネージ事前協議時 チェックシート（中層部）	・全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること
第2号様式	デジタルサイネージ事前協議に係る見解通知書	
第3号様式	デジタルサイネージ事前協議に係る見解に対する回答書	
第4号様式	デジタルサイネージ事前協議に係る通知書	
第5号様式	デジタルサイネージ変更協議申出書	

第 5 号 様 式 の 必 要 添 付 書 類	変更前と変更後の図書	・ 第 1 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。 ・ 図書の縮尺等詳細は第 1 号様式の添付書類と同じ
第 6 号様式	デジタルサイネージ変更 報告書	(※) 軽微な変更の場合
第 6 号 様 式 の 必 要 添 付 書 類	変更前と変更後の図書	・ 第 1 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。 ・ 図書の縮尺等詳細は第 1 号様式の添付書類と同じ
第 7 号様式	一時広告物事前協議申出 書	
第 7 号 様 式 の 必 要 添 付 書 類	付近見取図	・ 縮尺（1/2, 500 以上）、方位、道路、目標となる地物を記載すること
	配置図	・ 縮尺（1/1, 000 以上）、方位、広告物の配置位置を示したもの
	立面図	・ 縮尺（1/200 以上）、立面図に広告物の設置位置を示したもの
	広告物意匠図	・ 広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩 ・ プロジェクションマッピング等で動画を表示する場合は内容がわかるものとして、映像データを提出すること ・ 制作会社（作成者）を記載すること
	その他 市長が必要と認めるもの	・ 委員会での審議用資料、映像
第 8 号様式	一時広告物前協議に係る 通知書	
第 9 号様式	一時広告物変更協議申出 書	
第 9 号 様 式 の 必 要 添 付 書 類	変更前と変更後の図書	・ 第 6 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。 - ただし、図書の縮尺等詳細は第 6 号様式の添付書類と同じ
第 10 号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第 10 号様式 の 必 要 添 付 書 類	変更前と変更後の図書	・ 第 6 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。 - ただし、図書の縮尺等詳細は第 6 号様式の添付書類と同じ
第 11 号様式	エリアマネジメント広告 物事前協議申出書	
第 11 号様式 の 必 要 添 付 書 類	付近見取図	・ 縮尺（1/2, 500 以上）、方位、道路、目標となる地物を記載すること ・ デジタルサイネージの場合、対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視点場を示すこと
	配置図	・ 縮尺（1/1, 000 以上）、方位、デジタルサイネージ及び広告物の配置位置を示したもの

	立面図	・縮尺（1/200 以上）、立面図にデジタルサイネージ及び広告物の設置位置を示したもの ・既存広告物についても表記すること
	意匠図	・デジタルサイネージの場合は、表示面積、高さを示すこと ・上記以外の広告物の場合は、表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩を示すこと
	フォトモンタージュ等	・主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ（昼・夜）のデータを提出すること
	コンテンツ計画等 （デジタルサイネージの場合）	・コンテンツの内容がわかるものとして、映像データを提出すること ・制作会社（作成者）を記載すること
	内部取扱規定	（低層部に設置する場合に添付）
	地域独自の基準及び合意書	（中層部に設置する場合に添付） ・地域における協議体制や基準がわかるもの ・地域との協議状況や合意を得ていることがわかるもの
	その他 市長が必要と認めるもの	・当該広告物による収入がエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うことを示す資料 ・委員会での審議用資料
第 11－2 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議時 チェックシート（デジタルサイネージ・低層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 11 号様式に添付して提出すること。
第 11－3 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議時 チェックシート（デジタルサイネージ・中層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 11 号様式に添付して提出すること
第 12 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議に係る見解通知書	
第 13 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議に係る見解に対する回答書	
第 14 号様式	エリアマネジメント広告物事前協議に係る通知書	
第 15 号様式	エリアマネジメント広告物変更協議申出書	
第 15 号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	・第 11 号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの。ただし、図書の縮尺等詳細は第 11 号様式の添付書類と同じ
第 16 号様式	エリアマネジメント広告物変更報告書	（※）軽微な変更の場合

第 17 号様式	工事等取止届	
第 18 号様式	工事完了報告書	
第 18 号様式の必要添付書類	写真方向図	・協議済デジタルサイネージ又は協議済エリアマネジメント広告物の設置箇所がわかるもの
	完了写真	・カラー写真とし、撮影日時を記載すること ・協議済デジタルサイネージ及び協議済エリアマネジメント広告物（デジタルサイネージ）については、全面を白色で表示した状態で運用上の最大輝度を測定し、測定値がわかるように撮影した写真も併せて提出すること
第 19 号様式	調査結果通知書	
第 20 号様式	デジタルサイネージ実績報告書	・毎年 8 月 15 日までに提出すること
第 20 号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	・変更協議の経過がわかるように記載すること ・コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データを提出すること
第 20－2 号様式	デジタルサイネージ運用時 チェックシート（低層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 20 号様式に添付して提出すること
第 20－3 号様式	デジタルサイネージ運用時 チェックシート（中層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 20 号様式に添付して提出すること
第 21 号様式	デジタルサイネージ実施計画書	・来期の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出すること
第 21 号様式の必要添付書類	コンテンツ計画等	・決定しているコンテンツについては、映像データを提出すること
第 22 号様式	デザイン性に係る見解通知書	
第 23 号様式	デザイン性に係る見解に対する回答書	
第 24 号様式	エリアマネジメント広告物実績報告書	・毎年 8 月 15 日までに提出すること
第 24 号様式の必要添付書類	エリアマネジメント広告物コンテンツ計画等	・変更協議の経過がわかるように記載すること ・コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データを提出すること
	その他、市長が必要と認めるもの	・当該広告物による収入がエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行ったことを示す資料 ・委員会での審議用資料

第 24－2 号 様式	エリアマネジメント広告 物運用時 チェックシー ト（デジタルサイネー ジ・低層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 24 号様式に添付し て提出すること
第 24－3 号 様式	エリアマネジメント広告 物運用時 チェックシー ト（デジタルサイネー ジ・中層部）	・全項目をチェックしたうえで、第 24 号様式に添付し て提出すること
第 25 号様式	エリアマネジメント広告 物実施計画書	・来期の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出 すること
第 25 号様式 の 必 要 添 付 書類	エリアマネジメント広告 物コンテンツ計画等	・決定しているコンテンツについては、映像データを提 出すること
第 26 号様式	デザイン性に係る見解通 知書（エリアマネジメン ト広告物）	
第 27 号様式	デザイン性に係る見解に 対する回答書（エリアマ ネジメント広告物）	
第 28 号様式	広告物運用廃止届	
第 29 号様式	広告物運用休止届	
第 30 号様式	広告物運用再開報告書	
その他	委任状	・事業者によって代理人が手続きする場合、代理人に 委任していることを証する書類として、下記の事項を 記載した委任状を添付すること ・委任の旨を証明する書面を作成した年月日 ・委任者（事業者）の住所・氏名・電話番号 ・受任者（代理人）の住所・氏名・電話番号 ・委任事務（委任されて行う手続きの名称）

（※）軽微な変更の場合とは、公共情報等の表示割合に変更がない場合若しくは当該割合が増える
場合、大きさや輝度、音量等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は
事業者に変更があった場合（その代表者に変更があった場合を含む。）をいう。